長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例 【逐条解説】

平成28年2月 長 崎 県

長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例 【逐条解説】目次

第1編 条例制定の経緯 1	l
1 . 条例制定が求められた背景	1
2 . 条例案の検討	1
3.本会議における審議	1
4.条例の公布	2
第 2 編 逐条解説3	}
前文	3
第 1 条(目的)	6
第 2 条(定義)	7
第 3 条(事業者の役割)	10
第 4 条(県の役割)	12
第 5 条(県民に対する普及及び啓発)	14
第6条(運用上の配慮)	15
附則	16

第1編 条例制定の経緯

1 . 条例制定が求められた背景

本県の1人当たり県民所得の全国順位は40位台と低迷しており、また、若者を中心に、希望する職を求めて県外に人口が流出している状況にある。そのため、良質な雇用の場の確保や県外需要の獲得、県内経済循環の促進を図るなど、どのようにして県民所得の向上を図り、人口減少に歯止めを掛けるのかが大きな課題となっている。

このうち、県内経済循環の促進に関しては、地域で生産された農林水産物や食品をその地域で消費することによって、その地域の農林水産業や食品製造業の振興につなげていこうと、全国各地で地産地消の取組が積極的に実施されており、本県においても、県産の農水産物を活用した加工品の開発や学校給食への安定供給のための支援、外食産業者等との連携による県産の農水産物や食品の消費拡大などに取り組むとともに、官民が一体となって県産品愛用運動に取り組んでいる。

県産酒については、県が県産品愛用運動の取組の1つとして、県産酒を常時提供できる「県産品愛用推進指定店(長崎県産酒取り扱い店舗)」(以下「県産酒指定店」という。)の登録を進めており、本県議会においても、各議員が各自の議員活動の中で、県産酒の愛飲を推進すべく取り組んできたところである。

そのような中、京都市で平成25年1月に日本で初めて、清酒による乾杯をすすめる、いわゆる乾杯条例が制定された。京都市の条例は、人口減少や財源不足など地方公共団体を取り巻く様々な制約により多額の費用を投じた事業が展開しづらくなっている状況において、低コストでアピール効果が大きい取組であると評価され、その結果、同趣旨の条例が全国の地方公共団体に急速に広まっていくこととなった。

乾杯条例は、市町村レベルを中心に多くの地方公共団体で制定されており、これまで都道府県レベルでは8県(秋田、山形、栃木、長野、石川、岡山、佐賀、鹿児島)で制定され、その全てが議員提案で制定されている。

本県においても、平成 2 5 年に壱岐市と波佐見町で、それぞれ乾杯条例が制定されているが、長崎県酒造組合から自由民主党に乾杯条例の制定の要望がなされるなど、県を挙げてこれまで以上にインパクトのある取組が求められている状況にあった。

2.条例案の検討

自由民主党・活正の会から議会事務局に対して、乾杯条例に取り組みたい旨の依頼があり、平成27年11月定例会での成立に向けて作業を進めることとなった。

素案については、県の担当部局等の協力を得ながら、自由民主党・活正の会と議会 事務局政務調査課とで協議を行い、11月には骨子案を、12月には条例案を立案した。その後、全会派との意見調整等を経て、最終案が確定した。

3.本会議における審議

平成27年12月18日の本会議に全議員の提案で上程され、採決の結果、全会一致で可決成立した。

4 . 条例の公布

本条例は、平成27年12月25日の県公報に登載され公布された(平成27年長崎県条例第63号)。

第 2 編 逐条解説

前文

本県には、県内外で広く愛されている数多くの県産酒があり、これら県産酒の製造は、多くの 雇用を生み出し、地域経済を支える重要な役割を果たしている。

県産酒には誇るべき伝統と文化があり、それらに対する理解を深めることは、郷土を愛する心 を育み、県民の協働を推進していくこととなる。

ここに、県産酒による乾杯の推進を通じて、県内外への県産酒の普及の促進を図り、もって本 県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、本条例の理念や目的を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 前文は、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から直接法的効果が 生じることはないが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義や効力 を有している。
- 2 この前文は、3つの段落で構成されている。

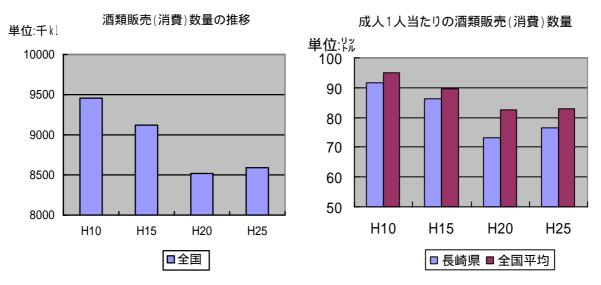
先ず、第1段落で、本県には県内外で広く愛される県産酒があり、その製造によって地域経済が支えられていることについて記述している。

続く第2段落では、県産酒の伝統と文化を理解することによって、郷土愛を醸成 し、県民協働を推進することについて記述している。

以上を踏まえて、最後の第3段落では、この条例を制定するに当たっての決意を 記述している。

3 県民所得の向上を図り、人口減少に歯止めを掛けるためには、県内の製造業の強化が最も重要であるが、本県には離島・半島地域が多く、これらの地域の製造業の経営基盤は、さほど強いとは言えない。

県内の酒造業の状況を見ても、その製造拠点の多くが離島・半島地域にあり、 そこで製造された県産酒の普及促進が離島・半島地域の県民所得に一定の影響を 与えていると言えるが、近年、全国的に酒類販売(消費)数量が減少傾向にあり、 また、本県の成人1人当たりの酒類販売(消費)数量も減少傾向にあることから、 経営基盤は確かなものとはなっていない。 そのため、本条例によって、従来から取り組まれている県産品愛用運動の推進とともに、県産酒による乾杯を通じて県産酒の普及促進を図り、県内の酒造業の振興はもちろん、経済全体の活性化につなげ、酒造メーカーがある地域だけでなく、本県全体が元気になることが期待される。



国税庁ホームページ「統計情報・各種資料『酒のしおり』」を基に作成。

4 主食である米を原料としている清酒は、日本人の生活に深く根ざし、祭りや冠婚葬祭など「ハレ」の日には欠かせないものとなっており、県産の清酒も、県民の生活に深く根ざしている。

また、焼酎は、15世紀ごろ日本に伝わり、九州・沖縄を中心に各地で特徴ある焼酎が作られ、地域の地酒として定着していった。本県においても、各地で製造された焼酎が県民に広く愛飲されており、中でも、壱岐焼酎に関しては、壱岐が麦焼酎発祥の地であり、米と麦を1対2の割合で仕込むことなどから、産地名である「壱岐」、平成7年、が産地表示の保護の対象となる「地理的表示」に指定され、地域の誇りとなっている。

本県におけるこのような伝統や文化について県民の理解が深まり、県産酒の良さが再認識されることによって、県民の中に、郷土「長崎」を誇りに思い、本県の発展のため互いに助け合おうという意識が高まることが期待される。

- 0-1 酒類の地理的表示に関する表示基準(平成27年国税庁告示第19号)(抄) (定義)
- 1 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)・(2) 〔略〕
 - (3) 「地理的表示」とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性(以下「酒類の特性」という。)が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、次に掲げるものをいう。

- イ 国税庁長官が指定するもの
- ロ 日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護されるもの

(4)~(9) [略]

附 則

- 2 地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件(平成7年6月国税庁告示第6号)において国税庁長官が指定していたぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地については、この告示の適用の日において、第1項第3号イの指定を受けたものとみなす。
 - 0-2 地理的表示に関する表示基準(平成6年国税庁告示第4号)(抄) (地理的表示の保護)
- 2 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する 地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理 的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸 留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地 とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。

なお、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。

0-3 地理的表示に関する表示基準を定める件(平成7年国税庁告示第6号)(抄) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6第1項の規 定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」(平成6年12月28日国税庁告示第4号) 第2条に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒又は蒸留酒の産地を次のように定める。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
〔略〕	〔略〕	〔略〕
単式蒸留しょうちゅう(酒税法第3条第10号に規	壱岐	長崎県 壱岐市
定する単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。)		
〔以下、略〕	〔以下、略〕	〔以下、略〕

第1条

(目的)

第 1 条 この条例は、県産酒による乾杯の推進に関し、事業者及び県の役割等を明らかにすることにより、県産酒による乾杯の推進を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定する内容を総括的に示すとともに、本条例の目的を明らかにし、併せて、本条例を解釈し運用する場合の指針を与えるものである。

【解説】

- 1 本条例は、県産酒による乾杯の推進を図ることによって、本県経済の活性化と郷土愛の醸成に寄与することを目的としている。
- 2 「事業者及び県の役割等」とは、事業者の役割(第3条)、県の役割(第4条)、 県民に対する普及及び啓発(第5条)、運用上の配慮(第6条)のことを網羅的に 指している。

第 2 条

(定義)

- 第2条 この条例において「県産酒」とは、清酒、焼酎、ビール、ワインその他県内で製造される酒類をいう。
- 2 この条例において「事業者」とは、県産酒の製造を業とする者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語の定義を行い、用語に関する解釈の統一を図ったものである。

【解説】

1 「県内で製造される酒類」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項 に規定する酒類のうち、県内の製造場で製造されるもののことである。

そのため、県内で生産された原材料で製造された酒類であっても、県内の製造場で製造されていないものは含まれない。

2-1 酒税法(昭和28年法律第6号)(抄)

(酒類の定義及び種類)

- 第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料(薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの(アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。)又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう。2 [略]
- 2 「県産酒の製造を業とする者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和28年法律第7号)第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち、県内の製 造場で酒類を製造している者のことである。
 - 2-2 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)(抄) (定義)

第2条 〔略〕

- 2 この法律において「酒類製造業者」とは、酒税法第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造を業とする者及び同法第28条第6項の規定により酒類製造者とみなされた者でその酒類に自己の商標を表示して販売することを業とする者をいう。
- 3~5 〔略〕
 - 2-3 酒税法(昭和28年法律第6号)(抄)

(その他の用語の定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- (1)~(6) 〔略〕
- (7) 清酒 〔以下、略〕
- (8) 合成清酒 〔以下、略〕
- (9) 連続式蒸留しようちゆう 〔以下、略〕
- (10)単式蒸留しようちゆう 〔以下、略〕
- (11) みりん 〔以下、略〕
- (12)ビール 〔以下、略〕
- (13)果実酒 〔以下、略〕
- (14)甘味果実酒 〔以下、略〕
- (15) ウイスキー 〔以下、略〕
- (16)ブランデー 〔以下、略〕
- (17) 原 料 用 ア ル コ ー ル 〔 以 下 、 略 〕
- (18) 発泡酒 〔以下、略〕
- (19) その他の醸造酒 〔以下、略〕
- (20)スピリッツ 〔以下、略〕
- (21)リキュール 〔以下、略〕
- (22)粉末酒 〔以下、略〕
- (23) 雜酒 〔以下、略〕
- (24)~(27) 〔略〕
- (酒類の製造免許)
- 第7条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目(第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。)別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許(以下「製造免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。
- 2~6 〔略〕

(未納税移出)

- 第28条 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所(第2号及び第3号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。)へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。
 - (1) 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の 製造場
 - (2) 輸出業者(他から購入した酒類の販売を業とする者で常時酒類の輸出を行なうものをいう。)が輸出するための酒類 当該酒類の蔵置場
 - (3) その他政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類当該政令で定める製造場又は蔵置場
 - (4) 前3号に掲げる酒類以外の酒類で、当該酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの 当該他の製造場又は蔵置場
- 2~5 〔略〕
- 6 第 1 項の規定に該当する酒類(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者が当該酒類の酒類製造者でないときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。
- 7~9 〔略〕
- 3 「事業者」を県内の酒造メーカーに限定している理由としては、第3条において

事業者に努力義務を課していることと関連している。

県内の酒造メーカーが県産酒を主力商品として経営の柱に置き、その販売促進の一環として県産酒による乾杯の推進に努めるのは当然であるが、小売店、飲食店、卸など酒類の販売や提供に携わる個人事業主・企業・団体に対して同様の努力義務を課すことは、これら小売店等の経済的自由を過度に制限することになりかねず適切でないということがある。

もちろん県内の小売店等も含めて、県全体で県産酒による乾杯が推進されることが望ましいが、あくまでも自主的になされる必要がある。

第3条

(事業者の役割)

- 第3条 事業者は、県産酒による乾杯を推進するための取組を主体的に実施するよう 努めるものとする。
- 2 事業者は、県産酒による乾杯を推進するための取組を実施するに当たっては、県産酒の普及の促進が地域資源を活かして良質な商品を生産している酒造業の基盤を強化し、雇用機会の確保及び拡大、県民所得の向上等につながることを理解し、県産酒の普及の促進を通じて本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に貢献することができるよう創意工夫に努めるものとする。
- 3 事業者は、県等が実施する県産酒による乾杯を推進するための取組に協力するよ う努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者(県内の酒造メーカー)の役割を定めたものである。

【解説】

1 県産酒による乾杯を推進して県内外への県産酒の普及の促進を図るためには、事業者の取組が基本となる。各事業者は、営利企業として自らの業績の発展に尽力することはもちろんであるが、県産酒による乾杯を推進することによって、長崎県のステークホルダーとして、本県経済の活性化と郷土愛の醸成に貢献する役割が期待される。

なお、県産酒による乾杯をどのように推進していくのかについては、各事業者の 経営判断によるところが大きいため、「事業者の役割」は努力義務となっている。

- 2 事業者による「県産酒による乾杯を推進するための取組」とは、各事業者が自社 製品の販売促進を通じて実施するものだけでなく、酒造組合など酒造業界全体で実 施する取組も含まれる。
- 3 各事業者は、地元地域に安定した雇用の場を提供し、また、酒税の納税義務者として貢献している。その一方で、各事業者が製造する県産酒が地元地域を中心に広く県内で愛飲されており、県民が県内の酒造業を支えていることも事実である。そのため、第2項では、事業者に対して、本県経済の活性化と郷土愛の醸成に貢献できるよう創意工夫に努めることを規定している。

日本の人口は平成20年に減少に転じたが、本県では約50年前から人口減少が続いており、このままでは、人口減少に伴う集落・都市機能の低下、地域コミュニティの活力低下、経済規模の縮小など負の側面が大きくなり、県産酒を支えてきた基盤が脆弱となってしまうことが懸念される。

県では、人口問題を克服し持続的に発展していくため、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであるが、事業者においても、県産酒のブランド化、県内外・国内外への販路拡大、行政や各種団体とのタイアップなど、これまでの枠にとらわれない創意工夫に励み、県産酒の普及促進を通じて本県経済の活性化や郷土愛の醸成に貢献することによって、少しでも人口問題の克服と持続的発展に寄与することが期待されている。

3-1 酒税法(昭和28年法律第6号)(抄) (納税義務者) 第6条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務があ る。 2 〔略〕

4 第3項の「県等」とは、県のほか、小売店、飲食店など県産酒に関わる個人事業主・企業・団体のことである。

第 4 条

(県の役割)

- 第4条 県は、県産酒による乾杯を推進するための取組を総合的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。
- 2 県は、事業者等が実施する県産酒による乾杯を推進するための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の役割を定めたものである。

【解説】

1 県は、県勢発展のため産業振興や物産振興を広く担っており、県内外への県産酒の普及促進についても、その1つとして各種施策を実施している。

県産酒の普及促進にとって、県産酒による乾杯の推進はアピール効果が大きく、 県が県産酒による乾杯を推進するための取組を実施することは、県内での経済循環 の促進を通じた本県経済の活性化と県産品の愛用を通じた郷土愛の醸成に大きく 貢献するため、「県の役割」として位置づけたものである。

なお、県産酒の普及促進のためには、県産酒による乾杯の推進だけでなく、ブランド化の推進や販路拡大、品質の保持・向上等のために酒造メーカーや小売店等を支援するなど、他の多くの施策を総合的に実施する必要があることから、「県の役割」は努力義務となっている。

- 2 県による「県産酒による乾杯を推進するための取組」とは、県産酒指定店の登録のほか、キャンペーンや県内で開催される各種イベントでのPR活動などを通じて、 県産酒で乾杯したいと思う雰囲気を醸成し、県産酒で乾杯できる環境を整備するための県産品愛用運動における取組のことである。
- 3 県産品愛用運動は、県民一人一人に県産品の良さを知ってもらい県産品を多く使ってもらうため、生産者・消費者の代表と民間団体、行政関係者とが一体となって 実施している県民運動である。

主な事業を例示すると、次のとおり。

- •「県産品愛用運動推進月間」の設定(毎年6月と11月)
- ギフトへの県産品優先利用の推進
- 「長崎県県産品愛用運動推進協議会」の開催
- •県産品愛用推進指定店、県産品愛用推進協力店との連携
- ●県産品愛用イベントの開催

・県産酒の消費拡大

4 県産酒指定店は、県産の清酒又は本格焼酎を常時3種類以上提供している県内のホテル・旅館・レストラン・料飲店等のことで、平成21年3月の募集開始以来、平成27年10月末までに381店舗が登録されている。県産酒指定店に登録されると、県のホームページで紹介されるほか、県産酒指定店の目印となるタペストリーやステッカー等の配付がなされる。

また、県産食材を用いた料理を提供する県内の飲食店、ホテル、旅館等を「地産地消こだわりの店」として登録する取組も実施されている。「酒・焼酎は常に県内品を取り扱っていること」が登録条件の1つとなっており、平成27年10月末現在で75店舗が登録されている。

5 第 2 項の「事業者等」とは、県内の酒造メーカーのほか、小売店、飲食店など県 産酒に関わる個人事業主・企業・団体のことである。

第5条

(県民に対する普及及び啓発)

第 5 条 事業者及び県は、県産酒による乾杯の推進に関する県民の理解を深めるため、 必要な広報その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民に対する普及及び啓発を定めたものである。

【解説】

1 県産酒による乾杯を推進して県内外への県産酒の普及の促進を図るためには、事業者や県の取組だけではなく、県民が広く県産酒による乾杯の重要性を理解し、事業者や県の取組に積極的に参加していくことが不可欠であるため、必要な広報その他の啓発活動を行うよう定めている。

なお、「県民の役割」として、直接県民に県産酒による乾杯の推進を求めていないのは、第6条に規定するとおり、何をもって乾杯するかは、個人の嗜好や意思が尊重されるべきものであり、条例によって義務付けるような性格のものではないことが理由である。

- 2 本条で求められている啓発活動は、第3条及び第4条に規定されている事業者と 県が実施する「県産酒による乾杯を推進するための取組」に含まれており、通常で あればこのような規定を設ける必要はないが、県民に対する普及啓発の重要性を考 慮し、特に規定を設けたものである。
- 3 啓発活動を行う主体について、「事業者」とは、第2条第2項で定義している「事業者」のことであり、「県」とは、主に県の組織のうち県産酒の普及促進に関わる 部門のことである。

なお、県の組織のうち上記以外の部門についても、可能な範囲で啓発活動に協力 することが期待される。

4 「必要な広報その他の啓発活動」の具体例としては、各種会合で県産酒による乾杯を行うことや、各種イベントでPRブースを設置すること、新聞、雑誌、テレビなどの媒体を通じて県産酒のPRを行うことなどがある。

第6条

(運用上の配慮)

第6条 この条例の運用に当たっては、乾杯に関する個人の嗜好及び意思を尊重するとともに、アルコール健康障害(アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害)及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題の防止に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、運用上の配慮を定めたものである。

【解説】

1 本来、お酒を飲むか飲まないか、飲むとしたら何を飲むのかは個人の自由である。 また、飲酒が原因で様々な問題が発生していることも事実であり、飲酒を控える・飲酒をしないという取組が必要な場面も多く存在している。

そこで、この条例では、「県産酒を酌み交わしましょう。」「県産酒を大いに飲みましょう。」というメッセージだけを強調して発信するのではなく、個人の嗜好や意思を尊重し、飲酒するとしても節度ある飲酒に留めるよう呼びかける規定が設けられている。

- 2 個人の嗜好や意思の尊重、アルコール健康障害とそれに関連する問題への配慮については、事業者や県だけがその取組の中で対応すればよいというものではなく、 一般の県民も対応する必要がある。
- 3 アルコール健康障害とそれに関連する問題については、下記の法律のほか、様々な法律が関係しており、本条の趣旨とともに、これらの法律の趣旨を踏まえて適切に対応する必要がある。
 - ・未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)
 - ・酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

(昭和36年法律第103号)

・アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)

附則

附則とは、法令において本則に対して、施行期日、経過規定等の附随的事項を定めるものであり、本条例の附則は1項から成り、本条例の施行期日に関する事項を定めている。

附 則

この条例は、公布の日に施行する。

【趣旨及び解説】

この附則は、平成27年12月25日に長崎県条例第63号をもって公布された本条例を同日から施行することを規定したものである。

「施行」とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることをいう。